

市・県民税（個人住民税）の改正点

平成30年度からの市・県民税（個人住民税）の主な改正点についてお知らせします。

問／課税課 ☎463-2852～3

給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

給与所得控除の上限が適用される給与と収入1,500万円（控除額245万円）を「平成28年分は1,200万円（控除額230万円）に、平成29年分以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる」こととされました。

給与所得控除上限額の変更			
所得税の課税年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分以後
住民税の課税年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以後
上限額が適用される給与と収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC薬控除」(医療費控除の特例)

適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取組を行う個人が、本人や本人と生計を一にする親族に係るスイッチOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）の購入費用をその年中に1万2千円を超えて支払った場合、その超える額（控除限度額8万8千円）について所得控除を受けることができることとされました。

(主な注意点)

- 1 適用期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間です（平成30年度の住民税から5年間適用）。
- 2 この特例は、従来の医療費控除との選択適用となります。いずれか一方のみ適用を受けることができます。
- 3 この特例を受けるには、所得税の確定申告または、個人住民税の申告が必要です。
- 4 この特例を受ける方がその年分に一定の取組み(※)を行ったことを明らかにする書類の添付や提示をする必要があります。

※一定の取組みとは①特定健康診査（いわゆるメタボ検診） ②予防接種 ③定期健康診断（事業主検診）④健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）⑤がん検診 のいずれか1つに該当する検診等または予防接種（医師の関与があるものに限る）を受けていることが要件とされています。

税務署からのお知らせ

問／朝霞税務署 ☎467-2211

税務署に来なくても、申告書が作成できます！ ～「確定申告書等作成コーナー」へアクセス～

自宅のパソコンから、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

①印刷して郵送等で提出！ ②インターネット（e-Tax）で送信！

※作成コーナーの使い方等に関する問合せ先（☎0570-01-5901（全国一律市内通話料金））

受付時間／月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等および12月29日～平成30年1月3日を除く）

※時期により受付時間が延長になることがあります。

作成コーナー で検索

所得税等の確定申告会場の開設は平成30年2月16日(金)です！

確定申告会場開設期間	受付開始時間	相談時間
平成30年2月16日(金)～3月15日(木)	午前8時30分～	午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。駐車スペースが限られていますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

国税に関する相談は、まずは電話を！

- 一般的な相談は電話にてご確認ください。
- 職員との面接相談については「事前予約制」ですが、1月～3月の個人の方の確定申告等に係る事前予約は行っておりません。

平成29年分の医療費控除から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました！

- 医療費の領収書は自宅で5年間保存してください（平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます）。
- 税務署に申告で来られる際には、事前に「医療費控除の明細書」を作成してお持ちください。なお、この明細書の様式は、税務署または国税庁ホームページで入手できます。

